

# 福井県報

第 301 号  
令和 6 年  
6 月 4 日(火)  
火曜日発行

## 目次

### 告示

- 有害な興行の指定(二八二・県民安全課)……………一
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(二八三・長寿福祉課)……………一
- 救急業務に係る医療機関の認定(二八四・坂井保健所)……………二
- 林業種苗法の規定による林業種苗生産事業者講習会の開催(二八五・県産材活用課)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二八六・奥越農林総合事務所)……………二
- 吉野瀬川ダム建設工事(通信設備)の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二八七・土木管理課)……………二
- 道路の位置の指定(二八八・丹南土木事務所)……………四
- 道路の位置の指定(二八九・嶺南振興局)……………四

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(二件・DX推進課)……………四
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(三件・同)……………五
  - 第二十七回福井県介護支援専門員実務研修受講試験の実施(長寿福祉課)……………六
  - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(二件・商業・市場開拓課)……………七
  - 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………八
  - 土地改良区の役員の就任(同)……………九
- ### 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(三五)……………九
  - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(三六)……………一〇
  - 政治団体の解散の届出(三七)……………一一
- ### 監査委員告示
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(九)……………一一

## 告示

**福井県告示第282号**  
 福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年5月20日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	トリプル・クワイアックス 三人の女たち	菊島・江尻・可児組 〈オーピー映画〉
映画	K f c	ゆかし (ベトナム)
映画	F A R A N G フラン	クロックワークス (フランス)

### 福井県告示第283号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 杉本 達治
- 2 ユニット型特別養護老人ホーム パークスみなみ
- 3 事業所の所在地 福井市今市町65-11-1
- 4 事業者の名称 社会福祉法人白山会
- 5 登録年月日 令和6年5月21日
- 6 サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設
- 7 実施する行為

- 口腔内の喀痰吸引  
鼻腔内の喀痰吸引  
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号  
181110344

**福井県告示第284号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 医療法人中瀬整形外科医院
- 3 所在地 坂井市丸岡町里丸岡1-40
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年5月18日  
至 令和9年5月17日

**福井県告示第285号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、令和6年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 講習会の日時  
令和6年7月8日（月）  
午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所  
坂井市丸岡町楽間15  
総合グリーンセンター内  
ふくい林業研修センター
- 3 講習会の対象者  
林業種苗生産事業を行うおとす者ならびにその生産事業に従事している者および従事しようとする者
- 4 受講手続  
林業種苗法施行細則（昭和46年福井県規則第23号）に定める受講申込書に受講手数料（福井県収入証紙14,000円）を添付し、県農林総合事務所林業部、嶺南振興

令和6年6月4日（火）

福井県報第301号

局林業水産部または二州農林部に令和6年6月28日までに提出すること。

**福井県告示第286号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
真名川土地改良区連合	令和6年5月17日
上庄大井土地改良区	令和6年5月17日
明後土地改良区	令和6年5月17日
堀兼土地改良区	令和6年5月17日
木の本原土地改良区	令和6年5月17日

**福井県告示第287号**

吉野瀬川ダム建設工事（通信設備）の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 工事名  
吉野瀬川ダム建設工事（通信設備）
  - (2) 工事場所  
吉野瀬川ダム  
福井県越前市広瀬町他 地係
  - (3) 工事概要  
多重無線設備 一式  
放流警報設備 一式  
移動無線設備 一式  
構内電話設備 一式
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者  
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満

たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員は福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気通信工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者は次に掲げる要件のすべてを、代表者以外の構成員は次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年6月4日（火）から同年6月19日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市広瀬町113-5

福井県吉野瀬川ダム建設事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

## 正本1部および副本1部

## 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかか措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

## 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

## 6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470

## 福井県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
越前町気比庄第29号6番地の3  
株式会社アース

代表取締役 青山 泰人

## 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市水落町7字赤代田18番4	6.00	50.04

## 福井県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
小浜市和久里第42号7番地の2  
モリタ不動産

代表者 森田 正法

小浜市木崎第32号10番地の1

株式会社モリタ不動産

代表取締役 川北 貴之

## 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
大飯郡高浜町若宮1字中見寺29番6、2字南若宮37番9、39番5、40番3、41番4、1字中見寺29番6地先里道の一部および2字南若宮40番3地先里道の一部	6.00	76.39
	6.00	6.42

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る特定職務の名称および数量  
クラウド型グループウェアサービスのライセンス提供業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 落札者を決定した日  
令和5年11月29日

- 4 落札者の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額  
1, 659, 138, 360円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年10月17日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年6月4日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県行政情報ネットワーク フロアL3SWの購入および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月23日
- 4 落札者の名称および住所  
三谷コンピュータ株式会社  
福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-13
- 5 落札金額  
81, 452, 800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年7月11日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月4日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
テレワーク環境の提供および運用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額  
(1) A V D環境基本使用料  
月額920, 000円  
(2) A V D環境稼働使用料  
日額4, 000円  
(3) N W振り分け装置使用料  
月額250, 000円  
(4) 運用管理業務委託料  
月額200, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年6月4日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
Microsoft 365 運用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月27日

- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額  
106,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
外部とのTeamコミュニケーション拡張ライセンス提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額  
70,884,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

令和6年6月4日(火)

令和6年6月4日

第27回福井県介護支援専門員実務研修受講試験を実施するので、次のとおり公告する。

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験の日時  
令和6年10月13日(日) 午前10時から
- 2 試験の場所  
福井県社会福祉センター  
福井市光陽2丁目3番22号  
福井県織協ビル  
福井市大手3丁目7番1号  
福井県産業会館  
福井市下六条町103
- 3 試験の実施機関  
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
- 4 試験の内容及び方法  
次に掲げる基礎的知識および技能を有することを確認するための五肢複択方式による筆記試験を行う。
  - (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
  - (2) 要介護認定および要支援認定に関する基礎的知識および技能
  - (3) 居宅サービス計画および施設サービス計画に関する基礎的知識および技能
  - (4) 保健医療サービスおよび福祉サービスに関する基礎的知識および技能
- 5 受験資格  
受験することができる者は、次の(1)および(2)の要件を満たす者とする。
  - (1) 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」3の要件に該当する者であること。
  - (2) (1)の受験資格に該当する業務に現に従事している者にあつてはその勤務地が福井県内にある者、それ以外の者にあつては福井県内に住所を有する者であること。
- 6 受験手続
  - (1) 受付期間および受付時間  
ア 受付期間  
令和6年7月1日(月) から同年7月11日(木) まで（土曜日および日曜日を除く。）  
イ 受付時間  
午前9時から午後5時まで  
なお、郵送（簡易書留）による場合は、令和6年7月11日(木) までの消印があるものに限る、受け付ける。
  - (2) 受付場所  
〒910-8516

福井市光陽2丁目3-22

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会育成支援課

(3) 提出書類

次の受験申込書および添付書類を提出すること。

ア 受験申込書（返信用はがき（受験票）に63円切手を貼り、宛て先を明記すること。）

イ 受験資格があることを証明する書類（実務経験証明書等。なお、改姓している場合には、戸籍抄本を添えること。）

ウ 写真2枚（正面、脱帽、上三分身（概ね胸から上）、縦4センチメートル、横3センチメートルで申込みの日前6か月以内に撮影したものを受験申込書の所定の箇所に貼り付けること。）

エ 合否通知書送付用封筒（長形3号。84円切手を貼ること。）

(4) 受験手数料

9. 1000円（試験手数料7,700円、試験問題作成等手数料1,400円を福井県社会福祉協議会指定の口座へ振り込むこと。）

7 身体に障がい等のある受験者への配慮

視覚、聴覚、肢体等に障がい等がある方は、障がい等の状態に合わせて受験上特別な配慮を行うことがあるので、受験申込書に特別な配慮の希望の有無を記載すること。

8 合格者の発表

令和6年11月25日（月）に、福井県庁舎1階掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を書面により通知する。

9 その他

(1) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

(2) 試験案内および受験申込用紙は、令和6年6月3日（月）から、各市役所・町役場、坂井地区広域連合介護保険課、福井県社会福祉センター、各市町社会福祉協議会および福井県健康福祉部長寿福祉課において配布する。

(3) 受験票は受験申込書を受理した後に郵送するので、試験当日に持参すること。

(4) 受験手続その他この試験に関する問合せは、福井県社会福祉協議会育成支援課（電話 0776-21-2294）を行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
（仮称）ハーツ恐竜店 福井駅東

福井県福井市日之出3丁目505番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

福井県民生活協同組合

代表理事 松宮 幹雄

福井県福井市開発5丁目1603番地

3 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条件に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。

・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。なお、特定養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は下記基準から5dB減じた値となる。

【規制基準値（第2種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：50dB

昼（AM8：00～PM7：00）：60dB

夕（PM7：00～PM10：00）：50dB

夜（PM10：00～AM6：00）：45dB

・その他環境関係法令（騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法等）の要件に該当する施設がある場合は、届出を行うこと。

・早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業をなるべく避けること。

・夜間における来客車両走行音の騒音レベル最大値の予測結果について、規制基準値を超過する地点があるため、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生への未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住民等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をする。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場（駐車場）を可能な限り設置すること。

・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観

条例にかかる届出を提出のこと。(屋外広告物の表示(設置)許可申請とは別の届出のため。)

#### 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1  
AOSSA5階

福井市商工労働部商工振興課

#### 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(仮称)福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発事業施設  
福井県福井市中央1丁目3500番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合  
理事長 市橋 信孝  
福井県福井市大手3丁目12番20号

#### 3 聴取した意見の概要

- (1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づき「特定工場設置届出書」を提出すること。

なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵庫外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。

・騒音規制法及び振動規制法に基づき特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実地届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

・福井市公害防止条例の特定工事の要件に該当する場合は、同条例の規定基準を遵守すること。

【規制基準値(第3種区域)】

朝 (AM6:00~AM8:00): 60dB  
昼 (AM8:00~PM7:00): 65dB  
夕 (PM7:00~PM10:00): 60dB  
夜 (PM10:00~AM6:00): 55dB

その他環境関係法令(騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法等)の要件に該当する施設がある場合は、届出を行うこと。

・早朝及び夜間の搬入作業及び荷置き作業をなるべく避けること。なお、事業の特性上、早朝及び夜間に作業を行う場合は、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。

・夜間における来客車両走行音の騒音レベル最大値の予測結果が、規制基準を超過する地点があるため、上記規制基準を超えないように配慮すること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住民等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

・確認申請(第ERI-22036963号 令和4年10月11日)と延べ面積が異なるので、変更がある場合は、計画変更の確認申請を行うこと。

・都市計画決定の打合せで協議した、施設全体の自転車駐車場収容台数がかかる資料(35mにつき1台とした根拠資料)を提出すること。

・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる届出を提出のこと。

#### 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1  
AOSSA5階

福井市商工労働部商工振興課

#### 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

美浜山上土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項



の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	石丸三津夫	美浜町山上67-41
〃	角森 隆夫	〃 佐田56-22
〃	石丸 好通	〃 山上49-1
〃	石丸 祥司	〃 山上48-9
〃	和田 達二	〃 山上63-16
〃	中道 健三	〃 佐田49-20
〃	中道 照夫	〃 佐田50-28
〃	岡部 哲章	〃 佐田69-13
〃	清水 忍	〃 坂尻14-5
監事	石丸 晴夫	〃 山上50-10
〃	由利 博	〃 佐田78-11

美浜山上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	石丸 好通	美浜町山上49-1
〃	角森 隆夫	〃 佐田56-22
〃	金田 英男	〃 山上62-6
〃	石丸 祥司	〃 山上48-9
〃	和田 達二	〃 山上63-16
〃	中道 健三	〃 佐田49-20
〃	中道 照夫	〃 佐田50-28
〃	岡部 哲章	〃 佐田69-13
〃	岡部 卓二	〃 坂尻15-3
監事	田辺 英二	〃 山上49-8
〃	川畑 博	〃 山上78-11

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)  
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年4月5日	福井県農政連あわら市支部	山口 志代治	笹原 幸信	坂井市坂井町上新庄42-19

### 福井県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年2月29日	自由民主党三国支部	齊藤 恵治	主たる事務所の所在地	坂井市三国町池上26-10	坂井市三国町池上103-36
			代表者	齊藤 恵治	齊藤 新緑
			会計責任者	川端 精治	川崎 周市
令和6年3月22日	一瀬明宏後援会	小松 政春	代表者	小松 政春	児玉 久佳
令和6年3月24日	自由民主党高浜町支部	磯部 武史	代表者	磯部 武史	濱田 守好
令和6年3月29日	森ゆきつぐ後援会	赤尾 政治	代表者	赤尾 政治	蓮川 昌美
令和6年4月1日	自由民主党越廼支部	矢谷 博和	主たる事務所の所在地	福井市蒲生町1-47	福井市栗崎町12-29
			代表者	矢谷 博和	刀櫃 颯一
			会計責任者	山下 清治	矢谷 博和
令和6年4月1日	好きです・まさあき会	野嶋 祐記	会計責任者	野嶋 加奈子	吉村 渡
令和6年4月1日	西村つよし後援会	池田 博	代表者	池田 博	小林 庄一

令和6年 4月1日	日本精神科病院政治連盟福 井県支部	玉井 顯	主たる事務 所の所在地		敦賀市吉河41-	福井市文京5-1
			1-5	0-1		
令和6年 4月1日	福井県農政連坂井市支部	有田 正信	代表者	玉井 顯	中川 博幾	
			会計責任者	玉井 顯	中川 博幾	
令和6年 4月21日	福井維新の会	井上 英孝	名称	福井県農政連坂井 市支部	福井県農政連坂井 支部	
			代表者	有田 正信	齊藤 恵治	
令和6年 4月24日	福測協同志会	中西 誠一郎	代表者	井上 英孝	柴田 巧	
			会計責任者	奥居 淳	吉田 直人	
令和6年 5月1日	参政党福井県第2支部	河井 智啓	主たる事務 所の所在地	越前市村国3-1	福井市田原2-3	
			0-22	3-2		
			代表者	河井 智啓	中村 裕大	
			会計責任者	村上 美紀	河井 智啓	

## 福井県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年12月31日	石丸浜夫後援会	中村 秀夫
令和5年12月31日	くまがい久恵後援会	辻井 裕二
令和6年2月29日	自由民主党福井県福井市第三支部	長田 光広

## 監査委員会告示

## 福井県監査委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき協議が調ったので告示する。

令和6年6月4日

福井県監査委員 山本 建

同 松崎 雄城

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名および住所

氏名 住所

木村 善路 福井市東大味町35-9

藤井 宏澄 鯖江市定次町128

福原 豪秀 福井市新保3-2101-1

梅田 雅彰 越前市姫川2-6-11

寺尾 忠佳 越前市小野町52-24

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和6年6月4日から令和7年3月31日まで